

北海道旅客鉄道株式会社 公告第 1 号

◎旅客営業規則の一部改正について（施行日：令和 2 年 5 月 20 日）

北海道旅客鉄道株式会社旅客営業規則（昭和 62 年 4 月北海道旅客鉄道株式会社公告第 1 号）の一部を次のように改正し、令和 2 年 5 月 20 日乗車となるものから施行する。

令和 2 年 4 月 16 日

北海道旅客鉄道株式会社
代表取締役社長
島田 修

第 307 条第 1 項中、「第 308 条又は第 309 条に規定するところにより」を「第 308 条から第 309 条までに規定するところにより」に改める。

第 308 条の次に次を加える。

（東京・博多間及び博多・鹿児島中央間の新幹線の特別急行列車における無料手回り品の持込方等）

第 308 条の 2 前条第 1 項の規定にかかわらず、旅客が、東京・博多間又は博多・鹿児島中央間の新幹線の特別急行列車（ただし、別に定める列車を除く。）に乗車する場合は、前条第 1 項に規定する制限内であって、かつ、3 辺の最大の和が 160 センチメートルを超える物品（ただし、前条第 2 項に規定する物品を除く。）については、その乗車区間に対して、当社が別に定める座席を指定する指定券を当該列車に乗車する前に購入することをもって、これを車内に持ち込むことができる。

2 旅客が、前項の規定による指定券を当該列車に乗車する前に購入しないで当該物品を車内に持ち込んだ場合であって、当社が特に認めたときは、第 312 条の規定にかかわらず、旅客の 1 回の乗車ごとに持込手数料 1,000 円を収受したうえで、乗車を継続させることがある。この場合、前項の規定による指定券（満席等のときは、当該座席以外の指定席の座席車又は特別車両の座席を指定する指定券とする。）にかかる発売又は変更等の取扱いを行うものとする。

3 旅客が、前各項の規定にかかわらず、当該物品を車内に持ち込んだ場合であって、次の各号の 1 に該当するときは、当該物品の持込みを認めることがある。

(1) 第 284 条第 1 項第 1 号ただし書又は同条同項第 2 号の規定により、無賃送還区間を新幹線の特別急行列車により乗車させるとき

(2) 第 285 条の規定による他経路乗車の取扱いにより、他の特別急行列車から東京・博多間又は博多・鹿児島中央間の新幹線の特別急行列車に乗車させるとき

(3) 第 289 条第 1 項の規定により、同一方向の他の新幹線の特別急行列車に乗車させるとき

4 旅客は、前各項の規定により、当該物品を車内に持ち込んだ場合は、当社が別に定める新幹線手回り品保管場所又は係員が指定する保管場所に当該物品を保管しなければならない。

（東京・博多間及び博多・鹿児島中央間の新幹線の特別急行列車の新幹線手回り品保管場所の使

用方等)

第 308 条の 3 前条の規定によるほか、旅客が、東京・博多間又は博多・鹿児島中央間の新幹線の特別急行列車の車内に物品を持ち込む場合であって、前条第 1 項に規定する指定券を所持しているときは、当該指定券により指定した乗車する日、列車、乗車区間において、前条第 4 項に規定する新幹線手回り品保管場所を使用することができる。

2 旅客が持ち込んだ物品の形状の他、車内の状況等により、その物品の一部又は全部を新幹線手回り品保管場所に保管することができない場合は、車内において係員が他の保管場所を指定することがある。この場合、当該保管場所を新幹線手回り品保管場所とみなして取り扱う。

第 309 条第 1 項中、「前条第 1 項に規定する」を「第 308 条第 1 項に規定する」に改める。

第 310 条第 2 項第 2 種（注）中、「普通手回り品切符に代る証票」を「普通手回り品切符に代わる証票」改める。

第 311 条に標題「(普通手回り品切符の効力等)」を加える。

第 311 条第 2 項第 2 号中、「普通手回り品切符に代る証票は」を「普通手回り品切符に代わる証票は」に改める。

第 311 条の次に次を加える。

（持込手数料に係る証票）

第 311 条の 2 第 308 条の 2 第 2 項の規定により持込手数料を支払って、同条第 1 項に規定する物品を車内に持ち込んだ旅客に対しては、これを証明する証票を交付するものとし、その様式は別に定める。

2 前項の規定による証票は、旅客がこれを携帯し、係員から請求があるときは、いつでもこれを呈示するとともに、途中下車又は下車の際に、これを係員に引き渡さなければならない。

3 旅客は、持込手数料について、払いもどしを請求することはできない。

第 312 条第 1 項中、「第 308 条の規定による」を「第 308 条若しくは第 308 条の 2 第 1 項の規程による」に改める。

同条同項第 2 号を第 3 号に改め、第 1 号の次に次の 1 号を加える。

(2) 第 308 条の 2 第 1 項の規定による指定券を東京・博多間又は博多・鹿児島中央間の新幹線の特別急行列車に乗車する前に購入しないで同条同項の規定による物品を持ち込んだとき

車内に持ち込んだ物品の総重量によって計算した相当小荷物運賃(持込物品が 2 個以上であって、それぞれ適用する小荷物運賃を異にするときは、その全部に対し最高割増を適用して計算する。)及びその 2 倍に相当する増運賃を収受する。ただし、増運賃は、旅客が、物品の無賃運送を図り荷物運賃を免がれる意思が明らかであるときに限って収受する。

同条同項第 3 号を次のとおり改める。

- (3) 前各号の外、車内に持ち込むことのできない物品を持ち込んだとき
前号の規定を準用する。

同条第 2 項第 2 号を第 3 号に改め、第 1 号の次に次の 1 号を加える。

- (2) 前項第 2 号のときは、旅客が当該新幹線の特別急行列車に乗車した駅（乗車した駅が判明しないときは、列車の発駅）と、旅客を下車させた駅との区間。

同条同項第 3 号中、「前項第 2 号」を「前項第 3 号」に改める。